



三重県公報

令和2年9月29日 (火)

第 145 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
65	三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則	(私学課)	2
告 示			
644	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	34
645	同件	(同)	35
646	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	37
647	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(美術館)	38
公 告			
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(獣害対策課)	38
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	38

規 則

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年九月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十五号

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、経済的な理由により、専修学校高等課程における修業が困難な者に対する三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（三重県専修学校高等課程修業奨学金の種類）</p> <p>第二条 三重県専修学校高等課程修業奨学金の種類は次のとおりとする。</p> <p>一 月額を単位として貸与する三重県専修学校高等課程修業費（以下「修業費」という。）</p> <p>二 入学時一時金として貸与する三重県専修学校高等課程修業支度費（以下「修業支度費」という。）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。</p> <p>二 専修学校高等課程 法第二百五条第一項に規定する専修学校の高等課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。）をいう。</p> <p>三 奨学金 修業費及び修業支度費をいう。</p> <p>四 奨学生 専修学校高等課程入学前に修業支度費の貸与を受ける者及び専修学校高等課程に在学し、奨学金の貸与を受ける者をいう。</p> <p>五 中学校の校長 奨学金の貸与を受けようとする者が在学する三重県内（以下「県内」という。）の中学校の校長をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、経済的な理由により学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。第三条及び第十六条第一項第二号において「法」という。）第二百五条第一項に規定する専修学校の高等課程における修業が困難な者に対する三重県専修学校高等課程修業奨学金（以下「修業奨学金」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（修業奨学金の種類）</p> <p>第一条 修業奨学金の種類は次のとおりとする。</p> <p>一 三重県専修学校高等課程修業費（以下「修業費」という。）</p> <p>二 三重県専修学校高等課程修業支度費（以下「修業支度費」という。）</p>

<p>六 専修学校高等課程の校長 奨学金の貸与を受けようとする者又は奨学生が在学する専修学校高等課程の校長をいう。</p>	<p>(採用の予約)</p> <p>第三条 中学校の第三学年（義務教育学校の第九学年、中等教育学校の前期課程第三学年及び特別支援学校の中学部第三学年を含む。）に在学中の者は、奨学生（修業奨学金を受けて法第百二十五条第一項に規定する専修学校の高等課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とするものに限る。以下「専修学校高等課程」という。）に在学する者をいう。以下同じ。）になることの予約（以下「採用の予約」という。）を受けることができる。</p>
<p>(奨学金の貸与を受ける者の資格等)</p> <p>第四条 修業費の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>一 親権者、後見人若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、若しくは過去に監護していた児童養護施設長等（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者であること。ただし、貸与を受ける者が成年である場合は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>イ 当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。</p> <p>ロ 当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属していない場合は、当該貸与を受ける者が県内に住所を有すること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(貸与及び採用の予約の対象者)</p> <p>第四条 修業費の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>一 三重県内に住所を有する者であること（修業費の貸与を受けようとする者が未成年者である場合は、親権者、後見人若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、若しくは過去に監護していた児童養護施設長等（以下「保護者」という。）が三重県内に住所を有する者であること。）。</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>四 第七条の規定による奨学金の申請時において、同一の世帯に属する全ての者の所得の合計額が、経済状況等を考慮して知事が別に定める基準に該当する世帯に属する者であること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 奨学金の貸与を受け、又は専修学校若しくは各種学校の入学者に対する県の補助事業による補助金の交付を受けて、専修学校で修業したことがない者であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 採用の内定を受けることができる者は、当該内定を受けようとする年度の翌年度に専修学校高等課程に入学する予定の者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(奨学生の採用)</p> <p>第五条 奨学生の採用は、次に掲げるものを行う。</p>	<p>四 同一の世帯に属する全ての者の所得の合計額が、経済状況等を考慮して知事が別に定める基準以下である世帯に属する者であること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 修業奨学金の貸与を受け、又は専修学校若しくは各種学校の入学者に対する県の補助事業による補助金の交付を受けて、専修学校で修業したことがない者であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 採用の予約を受けることができる者は、当該予約を受けようとする年度の翌年度に専修学校高等課程に入学する予定の者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>一 予約採用 中学校の第三学年（義務教育学校の第九学年、中等教育学校の前期課程第三学年及び特別支援学校の中学部第三学年を含む。）に在学中の者を対象とし、知事が定める期間内に申請をする者の採用</p> <p>二 通常採用 専修学校高等課程に在学中の者を対象とし、知事が定める期間内に申請をする者の採用</p> <p>三 緊急採用 専修学校高等課程に在学中の者であつて、次項各号に該当する者を対象とした採用</p>	
<p>2 前項第三号の緊急採用は、次の各号のいずれかに該当する者が申請をすることができる。</p> <p>一 父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由により、その属する世帯の家計が急激に悪化することとなつた者又は悪化することが明らかである者</p> <p>二 火災、自然災害等により、その属する世帯の家計に深刻な影響を受けることとなつた者</p> <p>三 その属する世帯の長期間の経済的な困難の継続によつて修業に困難を生じることとなつた者（連帯保証人）</p>	
<p>第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金の貸与を受けることにより生ずる一切の債務について、連帯保証人を二人立てなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が成年である場合は、第三項に定める連帯保証人を一人立てるものとする。</p>	
<p>2 前項の連帯保証人のうち、一人は、保護者（次条の申請をした者が成年に達した場合の保護者であつた者を含む。）とする。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人を除く他の者（以下「第二連帯保証人」という。）は、貸与を受ける奨学金の返済能力を有する者その他知事が別に定める要件に該当する者でなければならない。</p> <p>（奨学金の申請手続）</p>	<p>（貸与及び採用の予約の申請手続）</p>
<p>第七条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保護者（奨学金の貸与又は採用の内定を受けようとする者が未成年者である場合に限る。）及び第二連帯保証人の連署した奨学金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 中学校又は専修学校高等課程の在学証明書（第二号様式）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>第五条 修業奨学金の貸与又は採用の予約を受けようとする者は、保護者（修業奨学金の貸与又は採用の予約を受けようとする者が未成年者である場合に限る。）及び連帯保証人の連署した専修学校高等課程修業奨学金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 専修学校高等課程又は中学校（義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。以下同じ。）の在学証明書（第二号様式）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 連帯保証人は、修業奨学金の貸与を受けようと</p>

	<p>する者と同じの世帯に属さない者であつて、修業奨学金の返済能力を有する者でなければならない。</p> <p>(奨学生及び採用の予約を受ける者の決定)</p> <p>第六条 知事は、前条第一項の規定により申請をした者について、選考の上、奨学生となる者及び専修学校高等課程から入学の許可を得ることを条件として採用の予約を受ける者を、毎年度予算の範囲内において決定し、当該申請をした者、保護者、連帯保証人及び当該申請をした者が在学する専修学校高等課程又は中学校の長(第十一条第二項及び第十二条第二項において「学校長」という。)に通知するものとする。</p> <p>2 前項の決定を受けた者は、遅滞なく誓約書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の決定を受けた者が理由なく前項に規定する誓約書を第一項の通知を受けてから起算して十五日以内に提出しないときは、前条第一項の規定による申請を取り下げたものとみなす。</p> <p>4 採用の予約の決定を受けた者は、知事が定める期限までに進路決定届(第四号様式)を提出しなければならない。</p> <p>5 採用の予約の決定を受けた者が、次の各号の全てに該当したときは、奨学生となる。</p> <p>一 前項に規定する進路決定届を知事の定める期限までに提出したとき。</p> <p>二 採用の予約の決定を受けた年度の翌年度に専修学校高等課程に入学したとき。</p> <p>6 採用の予約の決定を受けた者が、前項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったときは、当該予約は失効する。</p>
<p>(予約採用の内定及び決定等)</p> <p>第八条 知事は、前条の規定により予約採用の申請をした者について、選考の上、その者の採用の内定を決定し、本人、保護者、第二連帯保証人及び中学校の校長に通知するものとする。</p> <p>2 知事は、前項及び第五項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。</p> <p>3 第一項の規定により採用の内定の決定を受けた者(以下「予約採用内定者」という。)は、知事が定める期限までに進路決定届(第三号様式)を提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定により進路決定届(第三号様式)を提出した予約採用内定者であつて、修業費の額及び期間並びに修業支度費の額を変更しようとする者は、奨学金貸与額等変更申請書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 知事は、第三項の規定により進路決定届(第三号様式)を提出した予約採用内定者が専修学校高等課程に入学したことを確認したときは、その者</p>	

<p>の採用を決定し、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。</p>	
<p>6 前項の決定を受けた者は、知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書（第五号様式）及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書（以下これを「奨学金返還誓約書兼借用証書等」という。）を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>7 第五項の決定を受けた者が、正当な理由なく知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。 （通常採用及び緊急採用の決定等）</p>	
<p>第九条 知事は、第七条の規定により通常採用又は緊急採用の申請をした者について、選考の上、その者の採用を決定し、本人、保護者（第七条の申請をした者が成年に達した場合の保護者であつた者を含む。以下同じ。）、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。</p>	
<p>2 知事は、前項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。</p>	
<p>3 第一項の決定を受けた者は、知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>4 第一項の決定を受けた者が、正当な理由なく知事が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。 （貸与の総額）</p>	
<p>第十条 知事は、貸与すべき奨学金の総額を予算の範囲内で決定するものとする。 （貸与の額等）</p>	<p>（貸与の額等）</p>
<p>第十一条 奨学金は、無利子で貸与するものとする。</p>	<p>第七条 修業奨学金は、無利子で貸与するものとする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 修業支度費は、奨学生が在学する専修学校高等課程（予約採用内定者にあつては、第八条第三項に規定する進路決定届（第三号様式）により届け出た専修学校高等課程）の区分に応じ、別表第二に定める金額を奨学生が入学した日の属する月の一時金として貸与する。</p>	<p>3 修業支度費は、奨学生が在学する専修学校高等課程（採用の予約を受けた者については、当該採用の予約を受けた者が、前条第四項に規定する進路決定届により届け出た専修学校高等課程）の区分に応じ、別表第二に定める金額を奨学生が入学した日の属する月の一時金として貸与する。ただし、採用の予約の決定を受けた者については、第四条第二項第一号の規定にかかわらず、入学の日の属する月の前月に貸与することができる。</p>
<p>4 奨学生は、在学する専修学校高等課程の区分又は奨学生の通学状況の区分に変更がある場合は、速やかに奨学金貸与額変更申請書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>5 知事は、前項の規定により奨学金貸与額変更申請書（第六号様式）の提出を受け、適当と認める</p>	

<p>ときは、貸与額を変更し、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。</p> <p>(貸与の期間)</p>	<p>(貸与の期間)</p>
<p>第十二条 修業費の貸与期間は、第八条第五項又は第九条第一項の規定による決定の際に定める月(以下「貸与開始月」という。)から奨学生が在学する専修学校高等課程の正規の修業年限を修了する日の属する月までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、修業費の貸与を受けた月数の通算が正規の修業年限に相当する月数に至るまでの範囲で貸与期間を延長することができる。</p> <p>3 前項の規定による貸与期間の延長を受けようとする奨学生は、正規の修業年限が終了する一月前までに、奨学金貸与期間延長申請書(第七号様式)に当該延長を受けようとする理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第二項の規定により貸与期間を延長したときは、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。</p> <p>(貸与の時期及び方法)</p>	<p>第八条 修業費の貸与期間は、奨学生が専修学校高等課程に入学した日の属する月から当該貸与に係る専修学校高等課程の正規の修業期間を修了する日の属する月までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、総貸与月数が正規の修業期間に相当する月数に至るまでの範囲で貸与期間を延長することができる。</p> <p>3 前項の規定による期間の延長を受けようとする奨学生は、正規の修業期間が終了する一月前までに、専修学校高等課程修業奨学金貸与期間延長申請書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第二項の規定により貸与の期間を延長したときは、当該奨学生、保護者又は申請時に保護者であった者、連帯保証人及び学校長に通知するものとする。</p> <p>(貸与の方法)</p>
<p>第十三条 知事は、別表第三の上欄の区分に応じて、下欄に定める時期に奨学金を貸与するものとする。ただし、予約採用内定者に対しては、第四条第二項第一号の規定にかかわらず、専修学校高等課程への入学を予定する日の属する月の前月に修業支度費を貸与することができる。</p> <p>2 奨学生は、二回目以降の貸与にあつては、毎年三月一日、六月一日、九月一日又は十二月一日(以下これらを「基準日」という。)における在学証明書(第二号様式)を、それぞれ当該基準日から十日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の在学証明書(第二号様式)が提出されたときその他別に定めるところにより奨学生の在学の状況を確認したときは、奨学生があらかじめ指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。</p> <p>(貸与の継続手続)</p>	<p>第九条</p> <p>奨学生は、毎年三月一日、六月一日、九月一日又は十二月一日(以下「基準日」という。)における在学証明書(第二号様式)を、それぞれ当該基準日から十日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の在学証明書が提出されたときその他別に定めるところにより奨学生の在学の状況を確認したときは、基準日の属する月及びその前二月の修業費を算定の上、その合計額(修業支度費を貸与する場合は、当該修業支度費の額を含む。)を、奨学生があらかじめ指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。</p> <p>(世帯状況の報告)</p>
<p>第十四条 奨学生は、奨学金の貸与の決定があつた日の属する年の翌年以降、毎年三月末日までに、奨学金貸与継続届(第八号様式)に、継続して奨学金の貸与を受けようとするときは第七条第二号及び第三号に掲げる書類を、奨学金の貸与を受けようとするときを辞退するときは異動届(第十三号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>第十条 奨学生は、修業奨学金の貸与の決定があつた日の属する年の翌年以降、毎年四月末日までに、その属する世帯の収入の状況を、世帯状況報告書(第六号様式)に第五条第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p>

<p>(採用内定の取消)</p>	
<p>第十五条 知事は、予約採用内定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第八条第一項の規定による採用の内定を取り消すものとする。</p> <p>一 第四条第一項第一号及び第三号から第五号に掲げる要件を欠くに至ったとき。</p> <p>二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。</p> <p>三 心身の故障により、修業の見込みがないとき。</p> <p>四 性行が著しく不良になったとき。</p> <p>五 奨学金申請書(第一号様式)に虚偽の記載をし、又は不正な手段によつて採用の内定を受けたとき。</p> <p>六 第八条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。</p> <p>七 第八条第三項の規定により知事が定める期限までに進路決定届(第三号様式)を提出しないとき。</p> <p>八 その他奨学金を貸与する必要がないと知事が認めたとき。</p>	
<p>2 知事は、前項の規定により採用の内定を取り消したときは、本人、保護者、第二連帯保証人及び中学校の校長又は専修学校高等課程の校長に通知するものとする。</p> <p>(貸与の打ち切り)</p>	<p>(貸与の打ち切り)</p>
<p>第十六条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、奨学金の貸与を打ち切るものとする。ただし、当該奨学生が次の各号のいずれにも該当しない状態に至ったときは、再度、第七条の申請を行うことを妨げない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。</p> <p>三 第十四条に規定する期限までに奨学金貸与継続届(第八号様式)を提出しないとき。</p> <p>四 心身の故障により、修業の見込みがないとき。</p> <p>五 性行が著しく不良になったとき。</p> <p>六 奨学金申請書(第一号様式)に虚偽の記載をし、又は不正な手段によつて奨学生となつたとき。</p> <p>七 第八条第二項又は第九条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。</p> <p>八 奨学金貸与期間における休学期間が通算して三年に達したとき。</p> <p>九 その他奨学金を貸与する必要がないと知事が認めたとき。</p>	<p>第十一条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、修業奨学金の貸与を打ち切るものとする。ただし、当該奨学生が次の各号のいずれにも該当しない状態に至ったときは、修業奨学金の貸与に係る再申請を行うことを妨げない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 修業奨学金の貸与を受けることを辞退したとき又は当該貸与を継続する意思の確認ができな</p> <p>いとき。</p> <p>三 第五条第一項の申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によつて奨学生となつたとき。</p> <p>四 修業奨学金貸与期間における休学期間が通算して三年に達したとき。</p> <p>五 その他修業奨学金を貸与する必要がなくなつたとき。</p>
<p>2 知事は、前項の規定により、貸与を打ち切つた</p>	<p>2 知事は、前項の規定により貸与を打ち切つたと</p>

<p>ときは、本人、保護者、第二連帯保証人及び専修学校高等課程の校長に通知するものとする。</p> <p>(貸与の休止等)</p>	<p>きは、当該奨学生、保護者又は申請時に保護者であった者、連帯保証人及び学校長に通知するものとする。</p> <p>(貸与の休止)</p>
<p>第十七条 知事は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの期間、奨学金の貸与を休止する。</p>	<p>第十二条 知事は、奨学生が休学するに至ったとき、又は前条第一項各号に規定する貸与の打ち切りの要件に該当すると見込まれる事実が発生したときは、当該休学を開始した日又は当該事実について把握した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該休学又は当該事実の終了した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの期間、修業奨学金の貸与を休止する。</p>
<p>2 前項の場合において、既に貸与した修業費があるときは、その修業費は、復学した日の属する月以後の分として貸与したものとみなす。</p>	<p>2 知事は、前項の規定により貸与を休止したときは、当該奨学生、保護者又は申請時に保護者であった者、連帯保証人及び学校長に通知するものとする。</p>
<p>3 知事は、奨学生が前条第一項各号のいずれかに該当すると見込まれる場合は、奨学金の貸与を一時的に留保することができる。</p> <p>(奨学金の返還)</p>	<p>(修業奨学金の返還)</p>
<p>第十八条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十二年以内に奨学金を返還しなければならない。</p> <p>一 専修学校高等課程を修了したとき。</p> <p>二 第十六条第一項の規定により、奨学金の貸与を打ち切られたとき。</p> <p>三 第二十一条第一項第一号の規定による返還猶予が、修了以外の理由で終了したとき。</p> <p>四 第二十一条第一項第二号の規定による返還猶予事由が消滅したとき。</p>	<p>第十三条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十二年以内に修業奨学金を返還しなければならない。ただし、知事が別に定める要件を満たすとき、本文に規定する修業奨学金を返還しなければならない期間は、返還金の合計額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者については十五年以内、百八十五万円以上の者については十八年以内とすることができる。</p> <p>一 奨学生が専修学校を修了したとき。</p> <p>二 第十一条の規定により、修業奨学金の貸与を打ち切られたとき。</p> <p>三 第十六条第一項第一号の規定による専修学校高等課程に在学するときの返還猶予が、修了以外の理由で終了したとき。</p> <p>四 第十六条第一項第二号の規定による返還猶予の事由が消滅したとき。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者の奨学金を返還しなければならない期間は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 貸与の総額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者 前項各号の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十五年以内</p> <p>二 貸与の総額が百八十五万円以上の者 前項各号の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十八年以内</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者の修業奨学金を返還しなければならない期間は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 貸与の総額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者 前項各号の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十五年以内</p> <p>二 貸与の総額が百八十五万円以上の者 前項各号の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十八年以内</p>

<p>3 知事は、前二項の規定による返還金の額及び返還期日等について、本人、保護者及び第二連帯保証人に通知するものとする。</p>	<p>2 知事は、前項の規定による返還金の額及び返還期日等について、当該奨学生、保護者又は申請時に保護者であった者及び連帯保証人に通知するものとする。</p>
<p>4 返還金を正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の規定により算定した額を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、遅延損害金を減免する。</p>	<p>3 返還金を正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の規定により算定した金額を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、遅延損害金を減免する。</p>
<p>(返還の方法)</p> <p>第十九条 奨学金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。</p> <p>2 前項の規定により最初に返還する月は、猶予及び据え置き期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年を経過しない月でなければならない。</p> <p>3 奨学金の返還期日は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に定める日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を返還期日とする。</p> <p>一 月賦 毎月末日</p> <p>二 半年賦 返還月の末日</p> <p>4 奨学生又は奨学生であった者は、返還方法を変更しようとするときは、速やかに奨学金返還計画変更申請書（第九号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(返還の免除)</p>	<p>4 奨学生は、第一項第一号に掲げる事由にあつては当該事由が見込まれる日の三月前から二月前までの間の知事が指定する日までに、同項第二号に掲げる事由にあつては当該事由の発生後速やかに、専修学校高等課程修業奨学金借用証書（第七号様式）及び専修学校高等課程修業奨学金返還明細書（第八号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(返還の方法)</p> <p>第十四条 修業奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。</p> <p>2 前項の規定により最初に返還する月は、猶予及び据え置き期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年を、年賦の場合は一年を、それぞれ経過しない月でなければならない。</p>
<p>第二十条 三重県専修学校高等課程修業奨学金返還免除に関する条例（平成十四年三重県条例第八号。以下「条例」という。）第二条の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（第十号様式）に次に掲げる書類を添えて、同条各号の事由の発生後遅滞なく知事に申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第十五条 三重県専修学校高等課程修業奨学金返還免除に関する条例（平成十四年三重県条例第八号。以下「条例」という。）第二条の規定による修業奨学金の返還の免除を受けようとする者は、専修学校高等課程修業奨学金返還免除申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて、同条各号の事由の発生後遅滞なく知事に申請しなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

一 条例第二条第二号に該当する場合は、奨学生であつた者の障害の状態が別表第四の下欄に掲げる状態のいずれかに該当し、就業が困難であることを証する医師の診断書(第十一号様式)その他の書類

2 前項の規定による申請は、本人が死亡したとき、心身に重大な障害を受けたときその他やむを得ない事由により申請を行うことができないときは、保護者、配偶者又は第二連帯保証人が行うことができる。

3 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、第一項の規定による申請時までに返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額とする。

一 条例第二条第一号に該当する場合又は同条第二号に該当する場合(奨学生であつた者の障害の程度が、別表第四の上欄の一級に該当するときに限る。) 貸与を受けた奨学金の総額から第一項の規定による申請時までに返還した額を控除した額(次号において「残額」という。)の全額

二 条例第二条第二号に該当する場合(奨学生であつた者の障害の程度が、別表第四の上欄の二級に該当するときに限る。) 残額の四分の三に相当する額
(返還の猶予)

第二十一条 知事は、奨学生であつた者が、奨学金貸与期間の終了後、次の各号のいずれかに該当し、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になつたと認めるときは、奨学金の返還を猶予することができる。

一 専修学校高等課程に在学するとき。

二 九 (略)

2 奨学生であつた者又はその保護者、配偶者若しくは第二連帯保証人は、前項の規定による返還猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申請書(第十二号様式)にその理由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 条例第二条第二号に該当する場合は、奨学生であつた者の障害の状態が別表第三の下欄に掲げる状態のいずれかに該当し、就業が困難であることを証する医師の診断書その他の書類

2 前項の規定による申請は、奨学生であつた者が死亡したとき、心身に重大な障害を受けたときその他やむを得ない事由により申請を行うことができないときは、保護者若しくは申請時に保護者であつた者、配偶者又は連帯保証人が行うことができる。

3 修業奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額とする。

一 条例第二条第一号に該当する場合又は同条第二号に該当する場合(奨学生であつた者の障害の程度が、別表第三の上欄の一級に該当するときに限る。) 貸与を受けた修業奨学金の総額から既に返還した額を控除した額(次号において「残額」という。)の全額

二 条例第二条第二号に該当する場合(奨学生であつた者の障害の程度が、別表第三の上欄の二級に該当するときに限る。) 残額の四分の三に相当する額
(返還の猶予)

第十六条 知事は、奨学生であつた者が、奨学金貸与期間の終了後、次の各号のいずれかに該当し、返還期日に修業奨学金を返還することが著しく困難になつたと認めるときは、修業奨学金の返還を猶予することができる。

一 専修学校高等課程に在学するとき又は専修学校高等課程を修了後一年を経過しないとき。

二 九 (略)

2 奨学生であつた者又はその保護者若しくは申請時に保護者であつた者、配偶者若しくは連帯保証人は、前項の規定による返還猶予を受けようとするときは、専修学校高等課程修業奨学金返還猶予申請書(第十号様式)にその理由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

3 第一項の規定による返還猶予の期間は、次に掲げるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に該当するときにあつては、その事由が継続している期間

二 第一項第三号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、猶予期間が経過した後も猶予の事由が継続している場合において、知事が必要と認めたときは、猶予期間を延長することができるものとする。

	<p>三 第一項第四号から第七号まで及び第九号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間</p> <p>四 第一項第八号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、その事由が継続しているときは、子が満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。</p> <p>4 第一項第四号から第七号まで及び第九号の規定により返還猶予をした場合において、知事が必要と認めるときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、延長期間が経過した後も猶予の事由が継続している場合において、知事が必要と認めるときは、更に一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。</p> <p>5 前項の規定により第一項第四号から第七号まで及び第九号の規定による返還猶予を延長する場合は、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。</p>
<p>(返還猶予の期間)</p>	
<p>第二十二条 前条の規定による返還猶予の期間は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 前条第一項第一号又は第二号に該当するときにあつては、その事由が継続している期間。</p>	
<p>二 前条第一項第三号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、猶予期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、知事が必要と認めるときは、猶予期間を延長することができるものとする。</p>	
<p>三 前条第一項第四号から第七号まで及び第九号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。</p>	
<p>四 前条第一項第八号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、その事由が継続しているときは、子が満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。</p>	
<p>2 前条第一項第四号から第七号まで及び第九号の規定により返還猶予した場合において、知事が必要と認めるときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、当該延長期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、知事が必要と認めるときは、さらに一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。</p>	
<p>3 前条第一項第四号から第七号まで及び第九号の規定により返還猶予する場合は、猶予事由及び猶</p>	

予期間の延長の有無にかかわらず、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。
 (異動の届出)

第二十三条 奨学生、予約採用内定者(以下この条において「奨学生等」という。)若しくは奨学生であつた者又はその保護者は、貸与の開始又は返還を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに異動届(第十三号様式)に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

四・五 (略)

六 奨学金の貸与を受けること又は採用の内定を辞退するとき。

七 奨学生等若しくは奨学生であつた者、その保護者又は第二連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。

八 第十三条第三項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。

九 (略)

2 奨学生等若しくは奨学生であつた者又はその保護者は、保護者又は第二連帯保証人の死亡等の理由により保護者又は第二連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申請書(第十四号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、同意を得なければならない。

一 保護者を変更する場合は、保護者になろうとする者の住民票の写し

二 第二連帯保証人を変更する場合は、第二連帯保証人になろうとする者の印鑑登録証明書

(委任)

第二十四条 (略)

2 この規則に定めるもののほか、奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則(平成二十六年三重県規則第十八号)の定めるところによる。

別表第一(第十一号関係)

区分	金額
(略)	(略)

別表第二(第十一号関係)

(異動の届出)

第十七条 奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び専修学校高等課程から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者(以下この条において「奨学生等」という。)若しくは奨学生であつた者又はその保護者若しくは申請時に保護者であつた者は、貸与の開始又は返還を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに異動届(第十一号様式)に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 奨学生が休学したとき。

四・五 (略)

六 修業奨学金の貸与を受けること又は採用の予約を辞退するとき。

七 奨学生等若しくは奨学生であつた者、その保護者若しくは申請時に保護者であつた者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。

八 第九条第二項の規定により修業奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。

九 (略)

2 奨学生等若しくは奨学生であつた者又はその保護者若しくは申請時に保護者であつた者又は連帯保証人の死亡等の理由により保護者若しくは申請時に保護者であつた者又は連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申請書(第十二号様式)を知事に提出し、同意を得なければならない。

(委任)

第十八条 (略)

2 この規則に定めるもののほか、修業奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則(平成二十六年三重県規則第十八号)の定めるところによる。

別表第一(第七号関係)

区分	金額
(略)	(略)

別表第二(第七号関係)

区分 (略)	金額 (略)
別表第三(第十三条関係)	
区分	貸与時期
四月、五月及び六月分の奨学金(予約採用及び通常採用における初回の貸与に限る。)	七月
四月、五月及び六月分の奨学金	六月
七月、八月及び九月分の奨学金	九月
十月、十一月及び十二月分の奨学金	十二月
一月、二月及び三月分の奨学金	三月
別表第四(第二十条関係)	
障害の程度 (略)	障害の状態 (略)

区分 (略)	金額 (略)
別表第三(第十五条関係)	
障害の程度 (略)	障害の状態 (略)

第一号様式から第十二号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第7条、第15条、第16条関係)

奨学金申請書

いずれか該当するものに○を付けること		予約採用	通常採用	緊急採用
申請者 (本人)	ふりがな 名前	住所等		
		〒		
		電話 (自宅)	—	—
		(携帯)	—	—
	生年月日	在留資格 (外国籍の方のみ)		
年 月 日生				
親権者 又は 後見人等 (保護者)	ふりがな 名前	住所等		
		〒		
		電話 (自宅)	—	—
		(携帯)	—	—
	生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ)
年 月 日生				
連帯保証人	ふりがな 名前	住所等		
		〒		
		電話 (自宅)	—	—
		(携帯)	—	—
	生年月日	勤務先等	本人との関係	在留資格 (外国籍の方のみ)
年 月 日生				
在学する (入学希望の) 専修学校	学校名	課程名	在学期間 (見込)	
	国公立 私立		年 月入学	年 月修了
通学状況	自宅通学 ・ 自宅外通学			
他の奨学金制度の 申込状況の 確認	申込の有無 いずれかに○	申込を行った場合は 次のいずれかに○		既に貸与を受けている 奨学金制度名
	有 ・ 無	認められた	認められなかった	
奨学金の 貸与額 貸与期間	修業支度費(入学時)	修業費		
	円 (貸与を受けないときは0を記入)	月 額 :	円	
		貸与期間 : □上記「在学期間 (見込)」と同じ 年 月から 年 月まで		

奨学金の 振込口座 (本人又は保護者 の口座)	金融機関名 (コード番号) ()	本支店名 (コード番号) ()	種目 普通 貯蓄	口座番号 	口座名義 (カナ) ()
--------------------------------------	-----------------------------	----------------------------	--------------------	--------------	-------------------------

世帯 (家族) の 状 況	名 前	続柄	勤務先 又は 通学先 (学年)	特記事項
		本人		
				<input type="checkbox"/> 親権者
				<input type="checkbox"/> 親権者
	※世帯員が別生計である場合は、特記事項欄に「別生計」と記載してください。 ※世帯員が親権者である場合は、特記事項欄の□をチェックしてください。			

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第7条の規定により奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

三重県知事 宛て

本 人 名 前 ⑩

上記の者が負担する奨学金債務を連帯して保証します。(保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。)

保護者 (連帯保証人) 名 前 ⑩

連帯保証人 名 前 ⑩

※ 署名欄は、それぞれ該当する人が自筆してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

【個人情報の取扱】 ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

添付書類 1 在学証明書 (第2号様式)

2 同一の世帯に属する全ての者の住民票の写し

3 同一の世帯に属する幼児・児童・学生を除く全ての者の所得についての市町村長が発行する課税証明書

第 2 号様式 (第 7 条、第 13 条関係)

在 学 証 明 書

1 生徒名前

2 生年月日

_____年 月 日生

3 課程名

4 学 年

_____学年

5 修業期間

_____年 月入学 _____年 月修了見込

上記のとおり在学することを証明します。

年 月 日

学 校 名

代 表 者 名

印

第3号様式（第8条、第11条、第15条関係）

進路決定届

年 月 日

三重県知事 宛て

予約番号

在学中学校

本人 住所

名前

㊞

電話（自宅）

（携帯）

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第8条第3項の規定により、進路決定届を提出します。

なお、進学後は、三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与を受けることを希望します。

記

1 決定した進学先

(1) 学校区分 国公立 ・ 私立

(2) 通学形態 自宅通学 ・ 自宅外通学

(3) 学校名 (年 月修了見込)

(4) 学校連絡先（三重県外の学校に進学する場合のみ記入）

〒

電話：

2 貸与希望額

該当する方に○をしてください。なお、学校区分又は通学形態に変更がある場合、貸与希望額の変更が必要です。

() 申請時の貸与希望額を変更しない。

() 申請時の貸与希望額を変更する。

※貸与希望額を変更する場合は、学校区分及び通学形態に応じて貸与希望額に○をしてください。

○国公立の専修学校高等課程に入学

修業支度費（一時金）：40,000円 ・ 80,000円 ・ 貸与不要

修業費（月額）自宅通学：18,000円 ・ 貸与不要

修業費（月額）自宅外通学：23,000円 ・ 貸与不要

○私立の専修学校高等課程に入学

修業支度費（一時金）50,000円 ・ 100,000円 ・ 貸与不要

修業費（月額）自宅通学：30,000円 ・ 貸与不要

修業費（月額）自宅外通学：35,000円 ・ 貸与不要

※ 貸与希望額、貸与期間を変更する場合は、別途「奨学金貸与額等変更申請書」の提出が必要です。

添付書類 進学先を証明する書類（合格証書等）

第 4 号様式 (第 8 条関係)

奨学金貸与額等変更申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

予約番号

本人 住所

名前 ㊟

電話 (自宅)
(携帯)

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり奨学金の貸与額等を変更したいので申請します。

記

変更前	修業費	月額： 円
		期間： 年 月から 年 月まで
	修業支度費	円
変更後	修業費	月額： 円
		期間： 年 月から 年 月まで
	修業支度費	円

上記貸与額等の変更と同時に、変更後の奨学金債務を連帯して保証します。(保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。)

保護者 (連帯保証人) 住所

名前 ㊟

連帯保証人 住所

名前 実印

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

- 1 保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- 2 三重県が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。
- 3 貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から 1 か月以内に奨学金返還計画変更申請書を提出します。当該申請書を提出しない場合は、3 年以内の返還期間で、三重県が定める方法で返還します。
- 4 連帯保証人の一人に対する履行の請求及び連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。
- 5 期限までに返還がなされない場合は、三重県の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。
- 6 滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。
- 7 この奨学金に関する訴訟については、三重県の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 8 奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県が次の調査を行うことに同意します。（※調査で取得した個人情報とは当該業務以外では使用しません。）
 - (1) 住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査
 - (2) 勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査
 - (3) 住民税等の課税状況に関する調査
 - (4) 金融機関における取引状況に関する調査
 - (5) 保険の加入状況に関する調査

【奨学金貸与額一覧】

○修業支度費 (単位：円)

区 分	貸与金額
国公立	40,000 又は 80,000
私 立	50,000 又は 100,000

○修業費 (単位：円)

区 分	貸与 月額	貸与期間別修学費総額					
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	5 年 6 月
国公立 自宅通学	18,000	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000	1,188,000
国公立 自宅外通学	23,000	276,000	552,000	828,000	1,104,000	1,380,000	1,518,000
私 立 自宅通学	30,000	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000	1,980,000
私 立 自宅外通学	35,000	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000	2,310,000

第 6 号様式 (第 11 条関係)

奨学金貸与額変更申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

本人 奨学生番号
 住所
 名前 ⑩
 電話 (自宅)
 (携帯)

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第 11 条第 4 項の規定により、下記のとおり修業費の貸与額を変更したいので申請します。

記

1 貸与額の変更を希望する理由

2 貸与額等 (※太枠内は返還方法を定めている方のみ記入してください。)

変更前	修業費	月額： 円		
		総期間： 年 月から 年 月まで		
変更後	修業費	月額： 円 (年 月分から)		
	修業支度費	円	貸与申請金額 (奨学金総額)	円
	返還方法・期間	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 (月・ 月)		年 月から 年間
	返還金額	各回：		最終回：

上記貸与額等の変更と同時に、変更後の奨学金債務を連帯して保証します。(保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。)

保護者 (連帯保証人) 住所
 名前 ⑩

連帯保証人 住所
 名前 実印

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用してください。前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

第7号様式 (第12条関係)

奨学金貸与期間延長申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

奨学生番号
 本人 住所
 名前 ⑩
 電話 (自宅)
 (携帯)

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第12条第3項の規定により、貸与期間の延長を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 貸与期間延長の理由等

延長を希望する期間： 年 月 から 年 月 まで
 理由 (理由の発生日) :

2 貸与期間延長後の貸与額等(※太枠内は返還方法を定めている方のみ記入してください。)

修業費	月額： 円	総期間： 年 月から 年 月まで
修業支度費	円	貸与申請金額 (奨学金総額) 円
返還方法・期間	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 (月・ 月)	年 月から 年間
返還金額	各回：	最終回：

上記貸与期間の延長等に同意するとともに、変更後の奨学金債務を連帯して保証します。(保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。)

保護者 (連帯保証人) 住所
 名前 ⑩

連帯保証人 住所
 名前 実印

- ※ 添付書類 貸与期間延長の理由を証する書類
- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人は、実印を使用してください。前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

第 8 号様式 (第 14 条、第 16 条関係)

奨学金貸与継続届

年 月 日

三重県知事 宛て

奨学生番号

学校名

本人 住所

名前 ㊟

電話

保護者 住所

名前 ㊟

電話

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第 14 条の規定により、奨学金貸与継続届を提出します。

記

来年度の奨学金の貸与について、該当する項目に○をつけてください。

() 来年度も奨学金の貸与を希望します。

なお、来年度の貸与額については変更を

- () 希望しません。
- () 希望します。

※ 貸与額の変更を希望する場合は、「奨学金貸与額変更申請書」(第 6 号様式)を提出してください。

- 添付書類
- 1 同一の世帯に属する全ての者の住民票の写し
 - 2 同一の世帯に属する幼児・児童・学生を除く全ての者の所得についての市町村長が発行する課税証明書

() 来年度からの奨学金の貸与を辞退します。

※ 来年度からの奨学金の貸与を辞退する場合は、「異動届」(第 13 号様式)を提出してください。

※ 提出期限までに奨学金貸与継続届が提出されない場合、貸与を打ち切ることがありますので、ご注意ください。

第9号様式（第19条関係）

奨学金返還計画変更申請書					
年 月 日					
三重県知事 宛て					
三重県専修学校高等課程修業奨学金の返還計画を変更したいので、下記のとおり申請します。					
奨学生本人	在学(在学していた)専修学校名		奨学生番号		
	名前	印	住所		
	勤務先等		電話番号(自宅)	(携帯)	
届出の保護者等	名前	印	住所		
	勤務先等		電話番号(自宅)	(携帯)	
連帯保証人	名前	実印	住所		
	勤務先等		電話番号(自宅)	(携帯)	
返還計画	①貸与総額		円		
	変更前の返還計画	返還方法	月賦・半年賦	現在の計画での返還回数	回
		②返還期日経過済の返還回数	回	③返還期日経過済の返還額計	円
		④返還期日未経過の返還額(①-③)		円	
	返還計画変更開始年月		年	月返還分から	
	変更後の返還計画	返還方法	月賦・半年賦(月・ 月)	変更後の最終返還年月	
				年	月
		⑤「④」の返還回数	回	変更後の総返還回数(②+⑤)	回
	各回の返還額		円	最終回返還額	円
	記入要領	・「返還方法」は、該当するものに○をつけてください。 ・②、③には、滞納している分も含め、既に返還期日が過ぎている分を記入してください。 ※滞納している分については返還計画変更の対象となりません。速やかに納付し、早期に滞納を解消してください。 ・④は、①の貸与総額から③を差し引いた額です。この金額分の返還計画を変更することになります。 ・返還期間の合算が、貸与金額の総額に応じた返還期間の上限(12年・15年・18年以内)を超えないようにしてください。			
変更理由					

※「変更理由」欄には、返還計画を変更しなければならない理由(本人の失職、家庭状況の変化等による経済的困窮等)と、変更後の返還計画により必ず返還する旨の約束条項を記入してください。

※署名は、それぞれ該当する本人が自筆してください。

※連帯保証人は、実印を使用してください。前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

第10号様式 (第20条関係)

奨学金返還免除申請書				
年 月 日				
三重県知事 宛て				
三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第20条第1項の規定により、下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申請します。				奨学生番号
在学(在学していた)専修学校名				修了・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要)
				年 月
※奨学生本人	カナ			住所 電話(自宅) - - (携帯) - -
	名前	(〒)		
	生年月日	年 月 日		
貸 与 期 間		年 月 から 年 月 まで		
貸 与 金 額		円		
返 還 済 額		円		
返 還 未 済 額		円		
返 還 免 除 申 請 額		円		
申 請 理 由				
添 付 書 類 (証明書の他申立書が必要な場合があります)		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書		
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申請できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署・押印。				
代理申請者欄	名前	(〒)		本人との続柄
	住所			

※ 奨学生本人が申請できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申込者欄に代理申請する方が自署・押印してください。

第11号様式（第20条関係）

診 断 書			
住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
病 名		手術を受けた年月日	年 月 日
発病・受傷場所		発病・受傷年月日	年 月 日
発病又は受傷の原因			
現在までの経過（年月順に記入）			
現在の症状			
機能回復の可能性			
その他所見（就労の見込み等）			

心身の障害の程度(症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの)が判定できる場合は、番号に○を付けてください。〔複数番号選択可〕

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

上記のとおり診断します。

年 月 日

住所

医師

氏名

Ⓢ

- 1 訂正を行う場合は、必ず訂正印(医師の氏名に押印したものと同一印)を使用してください。
- 2 この診断書は、三重県専修学校高等課程修業奨学金の返還免除の申請を行うために使用するものです。
- 3 診断書を厳封のうえ、患者様にお渡しください。

第12号様式（第21条関係）

奨学金返還猶予申請書			
三重県知事 宛て		年 月 日	
三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第21条第2項の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。		奨学生番号	
		在学・修了・退学 (該当するものに○印)	
在学(在学していた) 専修学校名	修了(退学) 年月	年 月	
本人	名前	住所	(〒)
			電話(自宅) — — (携帯) — —
		勤務先等 又は 通学先	
(届出の保護者等)	名前	住所	(〒)
			電話(自宅) — — (携帯) — —
		勤務先等	
連帯保証人	名前	住所	(〒)
			電話(自宅) — — (携帯) — —
		勤務先等	
申請理由 (該当する番号を○で囲んでください。)		(1)専修学校高等課程に在学中 (2)短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中 (3)留学 (4)各種学校に在学中 (5)大学校に在学中 (6)災害 (7)自宅又は自宅外学習 (8)職業訓練中 (9)就労の意思を有しながら一度も就労できない (10)疾病(就労困難の記載があるもの) (11)失業 (12)休職 (13)妊娠、出産又は育児を理由とした休業 (14)その他やむを得ない事由()	
猶予期間		年 月から 年 月まで (か月)	
返還開始月		年 月から返還開始	
理由発生年月日		年 月 日	
過去の猶予期間 【申請理由の(5)から(14)に該当する場合のみ記入】 ※(13)の場合を除き、通算3年を超えての猶予は出来ません。		年 月から 年 月まで (か月)	

※ 申請理由が(1)から(4)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間の範囲内となります。なお、返還開始月は、月賦の場合、在学期間終了後半年後の月の翌月までの範囲で記入してください。(例：3月卒業の場合、4月から10月の範囲のいずれかの月を返還開始月に記入)半年賦の場合はお問い合わせください。

※ 申請理由が(5)から(14)に該当する場合、猶予申請期間は1年以内となります。

ただし、再申請・再々申請により、通算して3年間(13)に該当する場合は子が満3歳に達する日の翌日が属する月まで)猶予を受けることができます。

※ (5)に該当するケースのうち、学位を取得できる大学校(国家公務員の身分を有する者を除く)の場合、猶予申請期間は在学期間中となります。

※ 署名は、自筆であることが必要です。ただし、本人が未成年の場合に限り、本人欄を保護者が代筆することを可とします。

※ 連帯保証人は、実印を使用してください。前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

※ 申請理由を証明する書類の添付が必要です。添付書類は、貸与決定時にお渡しした「奨学生のしおり」で確認してください。

第十二号様式の次に次の11様式を加える。

第 13 号様式 (第 14 条、第 23 条関係)

異 動 届

年 月 日

三重県知事 宛て

奨学生 (本人) 住所
又は保護者

氏名 ㊦

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第 23 条第 1 項の規定により、
下記のとおり異動がありましたので届け出ます。

記

1 異動事項

2 異動年月日

3 異動理由

添付書類 異動事項の事実を証する書類

第 14 号様式 (第 23 条関係)

連帯保証人等変更申請書

変更事項 (いずれかに○)	保護者 ・ 連帯保証人			
変更理由				
変更後の 保護者 又は 変更後の 連帯保証人	ふ り が な 前		住 所 等	
	〒		電話 (自宅) - - (携帯) - -	
	生年月日	年 月 日生	在留資格 (外国籍の方のみ)	
	勤務先等		本人との関係	
<p>三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第 23 条第 2 項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県知事 宛て</p> <p style="text-align: right;">(奨学生・予約) 番号</p> <p style="text-align: center;">本 人 名 前 ⑩</p> <p>上記の者が負担する三重県専修学校高等課程修業奨学金債務を連帯して保証します。また、本人が既に提出している奨学金返還誓約書兼借用証書の誓約事項及び裏面の誓約事項についても同意します。</p> <p style="text-align: center;">変更後の保護者 (連帯保証人) 名前 ⑩</p> <p style="text-align: center;">変更後の連帯保証人 名前 実印</p>				

※ 裏面【記入にあたっての注意事項等】を参照してください。

【記入にあたっての注意事項等】

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人の変更の際は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。また、保護者の変更の際は、住民票を添付してください。
- ※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付してください。
- ※ 本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「変更後の保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、奨学金債務を連帯して保証する方が署名・押印してください。
- ※ ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

- 1 保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
 - 2 三重県が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。
 - 3 貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から1か月以内に奨学金返還計画変更申請書を提出します。当該申請書を提出しない場合は、3年以内の返還期間で、三重県が定める方法で返還します。
 - 4 連帯保証人の一人に対する履行の請求及び連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。
 - 5 期限までに返還がなされない場合は、三重県の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。
 - 6 滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。
 - 7 この奨学金に関する訴訟については、三重県の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
 - 8 奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県が次の調査を行うことに同意します。
(※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。)
- (1) 住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査
 - (2) 勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査
 - (3) 住民税等の課税状況に関する調査
 - (4) 金融機関における取引状況に関する調査
 - (5) 保険の加入状況に関する調査

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

告 示

三重県告示第 644 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
VISION -beautiful village in TAKI-(Aゾーン)
多気郡多気町前村字橋ヶ谷 672 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名称 合同会社三重故郷創生プロジェクト

イ 住所 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

ウ 代表者の氏名 代表社員 一般社団法人 丸の内ホールディング 職務執行者 北川 久芳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
アクアイグニス多気株式会社	東京都中央区京橋 1 丁目 14 番 9 号	立花 哲也
未定		

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 3 年 4 月 30 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,059 ㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場 1	110 台	縦覧による
駐車場 2	17 台	縦覧による
駐車場 3	17 台	縦覧による
合計	144 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐 輪 場	収容台数	位 置
駐輪場 1	45 台	縦覧による

駐輪場 2	45 台	縦覧による
駐輪場 3	18 台	縦覧による
合計	108 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	60.0 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	90.0 m ²	縦覧による
合計	150.0 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	10 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	5 m ³	縦覧による
合計	15 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
アクアイグニス多気株式会社	8 時 00 分	18 時 00 分
アクアイグニス多気株式会社	7 時 00 分	21 時 00 分
未定	10 時 00 分	19 時 00 分
未定	7 時 00 分	21 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場 1	24 時間
駐車場 2	24 時間
駐車場 3	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	6 時 00 分から 23 時 00 分まで
荷さばき施設 2	24 時間

7 届出の日

令和 2 年 9 月 11 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 9 月 29 日から令和 3 年 1 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 645 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年9月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
V I S O N - b e a u t i f u l v i l l a g e i n T A K I - (B ゾ ー ン)
多気郡多気町前村字二子 673 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名称 合同会社三重故郷創生プロジェクト

イ 住所 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

ウ 代表者の氏名 代表社員 一般社団法人 丸の内ホールディング 職務執行者 北川 久芳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
アクアイグニス多気株式会社	東京都中央区京橋 1 丁目 14 番 9 号	立花 哲也
未定		

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年4月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,858 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	46 台	縦覧による
駐車場 2	46 台	縦覧による
駐車場 3	385 台	縦覧による
合計	477 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	40 台	縦覧による
駐輪場 2	30 台	縦覧による
駐輪場 3	12 台	縦覧による
駐輪場 4	12 台	縦覧による
駐輪場 5	12 台	縦覧による
合計	106 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	104.0 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	72.0 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	115.5 m ²	縦覧による
荷さばき施設 4	45.0 m ²	縦覧による
合計	336.5 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	5 m ³	縦覧による

廃棄物保管施設 2	13 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	5 m ³	縦覧による
合計	23 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
アクアイグニス多気株式会社	0 時 00 分	24 時 00 分
アクアイグニス多気株式会社	10 時 00 分	20 時 00 分
アクアイグニス多気株式会社	6 時 00 分	24 時 00 分
未定	10 時 00 分	20 時 00 分
未定	0 時 00 分	24 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場 1	24 時間
駐車場 2	24 時間
駐車場 3	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場 1	1 箇所	縦覧による
駐車場 2	1 箇所	縦覧による
駐車場 3	1 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	24 時間
荷さばき施設 2	24 時間
荷さばき施設 3	24 時間

7 届出の日

令和 2 年 9 月 11 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 9 月 29 日から令和 3 年 1 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 646 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス南玉垣店

鈴鹿市南玉垣町 6806 番ほか

2 鈴鹿市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

右折入庫禁止に係る標示を分かりやすいものとする事。

(2) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規制基準を遵守すること。

近隣より騒音による苦情が発生したときは、誠意をもって対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物及び産業廃棄物等）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

(4) その他の事項

周辺地域の生活の保持の観点から寄せられる住民からの要望には十分配慮すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 9 月 29 日から同年 10 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 647 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立美術館の企画展図録販売業務委託に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 2 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

三重県津市大谷町 11 番地

公益財団法人三重県立美術館協力会

2 委託期間

令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 変更認定年月日

令和 2 年 8 月 24 日

2 変更内容

捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法の追加に係る変更

3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等

(1) 名称

一般社団法人 三重県猟友会

(2) 住所

三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地

(3) 代表者の氏名

内田 克宏

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 2 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（農地の地区界測量）

2 作業期間

令和2年9月11日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

松阪市小片野町

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
